

令和4年度鳥取県天神川流域下水道事業会計決算審査意見書

第1 はじめに

1 天神川流域下水道事業について

天神川流域下水道事業（以下「下水道事業」という。）（注1：説明は、巻末の用語説明を参照。以下の注も同様。）は、都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、天神川及び東郷池の流域6市町（現在は市町合併により4市町）を処理区域として、昭和59年1月から供用を開始した。

2 地方公営企業法の適用について

下水道事業は、官庁会計（注2）（特別会計）により運営していたが、経営や資産の状況等を正確に把握して経営の効率化を図り、安定的な事業運営を行うため、令和2年4月から地方公営企業法の財務規定等（注3）を適用している。地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して、令和4年度天神川流域下水道事業会計について審査するものである。

3 下水道事業の運営等について

処理区域は、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町の4市町で、維持管理及び建設改良に係る費用は市町からの負担金を中心に賄われている。

なお、下水道事業の運転に関する業務や施設設備の維持管理等については、地方自治法第244条の2第3項の規定及び鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和58年鳥取県条例第1号。以下「条例」という。）第11条に基づき、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社（以下「公社」という。）（注4）を指定管理者（注5）に選定し、業務を行わせている。

第2 審査の概要

令和4年度公営企業会計の決算の審査に当たっては、知事から提出された決算及び決算附属書類について、

- 1 決算の計数は、正確であるか
- 2 決算諸表（企業会計用語説明（以下「企」注4）は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか

などを重点に、関係諸帳簿、証書類（企注5）との照合精査を行うとともに、必要な資料の提出を求め、関係者から聴取、また、令和4年度決算に係る定期監査（企注6）及び令和4年度の例月現金出納検査（企注7）並びに公社に対する令和4年度決算に係る財政的援助団体等監査（注

6) の結果も参考に審査を実施した。

なお、審査の実施に当たっては、地方公営企業法に定める「経営の基本原則」（企注8）に基づいて、常に事業が経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかについて留意した。

第3 審査の結果

審査に付された決算及び決算附属書類の計数は、いずれも関係諸帳簿、証書類及び出納取扱金融機関の証明（企注9）と符合し概ね正確であり、また、決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態を概ね適正に表示しているものと認めた。

なお、指定管理者である公社について、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について監査したところ、概ね適正に処理されていた。

第4 審査の意見

次のとおり審査意見を付するので、検討し善処されたい。

1 現 状

下水道事業は、昭和47年に1日当たりの計画処理能力を16万 m^3 とした全体計画を策定し、昭和59年1月に一部施設を整備して供用を開始した。

しかし、平成11年度には諸情勢の変化により当初計画の伸びが期待できないとして、1日当たりの計画処理能力を10万 m^3 に、平成21年度には4万 m^3 に、さらに平成26年度には現在の3万2,000 m^3 に変更、1日当たりの現在処理能力も3万2,000 m^3 となっている。

令和4年度の1日当たりの平均処理水量は2万302 m^3 で、処理可能人口（注7）は令和5年3月末現在で5万5,228人、水洗化人口（注8）は5万598人で、水洗化率（注9）は91.6%となっている。（P.94参照）

本事業については、市町からの負担金を中心に賄われており、管理事業費負担金（注10）と建設事業費負担金（注11）からなる。管理事業費負担金は主に維持管理費と資本回収費に充当するもので、その金額は、各市町から流入する流入汚水量（注12）に1 m^3 当たりの単価（以下「単価」という。）（令和4年度～6年度：93円）を乗じて算定している。

なお、単価は市町と協議の上、県議会の議決（単価を改訂する場合）を経て、市町と覚書を締結しており、3年毎に見直しを行っている。

令和4年度の経営成績は、経常損益（企注10）、純損益（企注11）いずれも5,509万円の利益となった。（P.96参照）

令和4年度の有収水量（注13）は、694万9,404 m^3 で、令和3年度に比べ38万7,412 m^3 減少（94.7%）した。（P.93参照）

その主な要因として、雨天時浸入水（注14）（以下「不明水」という。）の流入が減少したことによるものと県、市町では推測している。

なお、不明水について、県では、令和3年度に「雨天時浸入水解消へ向けたロードマップ」を作成しており、監査委員としても、引き続き調査研究を進め、対策を図るよう意見を提出していたが、令和4年度に市町、公益財団法人日本下水道新技術機構と共同研究を開始し、令和6年度に「雨天時浸入水対策計画」を策定することを目標として、引き続き検討を進めている。

「幹線管渠の老朽化対策」については、昭和59年の供用から約39年が経過し、管渠の耐用年数である50年を経過した施設はないものの、令和元年度に実施した管渠調査等により、総延長28.6kmのうち、劣化が認められた区間（延長4.1km）について、緊急度が高い箇所から順次、老朽化対策を実施しているところであり、令和5年度には工事が終了する見込みである。

その後は定期的に実施している管渠調査により劣化が認められた箇所について適宜老朽化対策を実施することとしている。

「下水汚泥の有効活用」については、令和2年度に民間発案を募り、事業の実施に向けて検討されたが、導入可能性調査の実施について事前に地元の理解が得られていなかったことから、調査の実施が見送られることとなった。

その後、中部圏域の汚水処理広域化後の全体像に応じた長期的な検討項目として扱うこととし、関連市町合意の上、その旨を令和5年3月に策定した「鳥取県汚水処理広域化・共同化計画（注15）（計画期間：令和5年度～34年度）」に記載している。

今後は、汚水処理広域化の具体化の方向性を見極めた上で、汚泥処理共同化の一つの方策として検討を継続することとしている。

2 課題及び意見について

（1）天神川流域下水道管理運営委託（以下「指定管理委託」という。）について

本事業については、昭和59年1月の天神川流域下水道の一部供用開始から公社（当時は、財団法人天神川流域下水道公社）に維持管理及び運營業務を委託、また、平成21年4月からは地方自治法第244条の2第3項及び条例第11条の規定に基づく指定管理者に指名して、運転管理、水質管理、保守管理、設備管理、薬品調達業務等を行わせている（現指定管理期間：令和元年度～令和5年度）。

公社は供用開始以来、適正な管理運営が継続されており、令和3年6月には、県の経営戦略と同調し、引き続き計画的・効率的な事業推進を図るため、今後の経営方針や経営目標、具体的取組等を明確に示す「公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 中期経営計画2021（令和3年度～令和6年度）」を策定し、更なる経営改善に取り組んでいる。

しかしながら、近年の石油、天然ガス、石炭等の燃料価格の高騰により、電力量料金のうち、令和4年度の燃料費調整単価（注16）の変動幅は10.85円/kwh（+3.49円～+14.34円/kwh）と大きく上昇し、エネルギー管理の徹底による使用電力量の節減に努めているものの、それ以上に燃料費調整単価上昇による負担が大きくなっている。

このため、令和4年度では、水中攪拌機の間欠運転（注17）の徹底などによる使用電力量の削減のほか、予防保全的修繕として予定していた返送汚泥ポンプ（注18）分解整備工事の工期の見直しなど修繕費用の平準化に努めたが、最終的な指定管理委託料は4億8,330万円となり、前年度の4億5,457万円に対して2,873万円の増額となった。

今後も引き続き、事業運営の充実、改善、効率化等、経営改善に取り組んでいくこととなるが、公社は指定管理委託料以外の収入がないため、想定を超える物価変動等があった場合には、委託業務、工事の執行を保留して対応する必要があるなど、事業運営に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

については、事業の運営に当たっては、引き続き、修繕や委託業務などの見直しによる経費の削減等に配慮するとともに、想定を超える物価変動など不測の事態が発生した場合には、県と公社が十分に連携しながら、適時に補正予算対応を行うなど、適正な業務運営を図られたい。

（2）経営戦略の運用について

本事業については、公営企業会計に移行したことを受け、経営状況を的確に把握するとともに財務基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、下水道サービスを安定的かつ持続的に提供することを目的に、令和3年2月に中長期的な基本計画である「鳥取県天神川流域下水道事業経営戦略（計画期間：令和3～12年度）（注19）」（以下「経営戦略」という。）を策定した。

このうち、投資・財政計画の令和4年度の状況は、経常利益は計画9,465万円に対して実績5,509万円と、3,956万円下回った。資本的収支の資金不足額は計画2億1,364万円に対して実績2億3,144万円と、1,780万円上回った。この結果、内部留保資金（注20）は、計画4億3,765万円に対して実績4億6,629万円と、2,864万円上回った。

今後も経営戦略に沿った事業の運営が図られることとなるが、少子高齢化や人口減少、節水型社会への変化等、今後の経営環境は厳しさを増すことが予想される。また、国際情勢の不安定化に伴い、資材の高騰や委託事業、工事が想定どおり行うことができないことも想定される。

については、引き続き、社会情勢等の変化に適応しながら柔軟に対応するとともに、PDCAサイクルによる進行管理を行いながら、着実な事業運営に努められたい。

第5 経営の状況

下水道事業の経営の状況は、次のとおりである。

1 事業の概要

下水道事業は、都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資することを目的に天神川流域の市町（倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町）の下水道により排除される下水を受け、これを処理する事業を行っている。

業務量実績

区 分		単 位	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増・減 (A)－(B)
処理場	計画処理能力	m ³ /日	32,000	32,000	0
	現在処理能力	m ³ /日	32,000	32,000	0
	現在最大処理水量	m ³ /日	29,101	71,849	△ 42,748
	現在平均処理水量	m ³ /日	20,302	21,505	△ 1,203
	年間総処理水量	m ³	7,410,346	7,849,170	△ 438,824
	年間有収水量	m ³	6,949,404	7,336,816	△ 387,412
	汚泥処理能力（注21）	汚泥量m ³ /日	95	95	0
		含水率%	96	96	0
	年間総汚泥処分量	m ³	35,435	35,018	417
ポンプ場	排水能力（注22）	m ³ /日	5,040	5,040	0

注 有収水量から市町負担金を算定している。

市町からの負担金の状況

市町村名	管理事業費負担金		建設事業費負担金（円）
	流入汚水量（m ³ ）	負担金額（円）	
倉吉市	4,405,162	382,448,158	53,733,526
湯梨浜町	1,639,062	142,300,386	13,419,535
三朝町	710,663	61,698,472	9,771,891
北栄町	216,471	18,793,621	2,199,665
令和4年度計（A）	6,971,358	605,240,637	79,124,617
令和3年度計（B）	7,342,681	636,724,118	43,513,797
増・減（A）－（B）	△ 371,323	△ 31,483,481	35,610,820

- 注 1 消費税等を除く。
 2 管理事業費負担金については、2月～3月分の流入汚水量を翌年度の収入としている。
 3 建設事業費負担金については、前年度の建設事業に係る繰越分を含む。
 4 建設事業費負担金は、貸借対照表の繰延収益、長期前受金に含まれる。

天神川流域内の処理可能人口、水洗化率（接続率）等

（令和5年3月31日現在）

区 分	倉吉市	湯梨浜町	三朝町	北栄町	合 計
流域内行政人口（人）（注23）	44,670	14,109	6,153	7,187	72,119
処理可能人口（人）	35,813	12,936	4,269	2,210	55,228
普及率（％）（注24）	80.2	91.7	69.4	30.7	76.6
水洗化人口（人）	31,607	12,762	4,037	2,192	50,598
水洗化率（接続率）（％）	88.3	98.7	94.6	99.2	91.6

注 1 湯梨浜町は旧泊村を、北栄町は旧大栄町の人口を除く。

2 北栄町の普及率は、旧北条町の行政人口のうち、天神川流域下水道での処理が可能な人口の割合に対するもの。

2 決算報告書（企注15）

（1）収益的収入及び支出（企注16）

（単位：円）

区 分		予 算 額	決 算 額	翌年度 繰越額	増・減 不用額	決算額の主なもの
収 入	流域下水道事業収益	1,340,063,000	1,271,386,212		△ 68,676,788	
	営 業 収 益	674,051,000	648,336,294		△ 25,714,706	管理事業費負担金
	営 業 外 収 益	666,012,000	623,049,918		△ 42,962,082	長期前受金戻入
支 出	流域下水道事業費用	1,266,250,000	1,207,013,876	0	59,236,124	
	営 業 費 用	1,247,118,000	1,188,108,133	0	59,009,867	指定管理委託料、減価償却費
	営 業 外 費 用	19,132,000	18,905,743	0	226,257	企業債利息
差 引		73,813,000	64,372,336			

注 消費税等を含む。

ア 収 入

営業収益の主なものは、管理事業費負担金 6 億4,833万円である。

営業外収益の主なものは、長期前受金戻入（企注18） 5 億4,756万円である。

イ 支 出

営業費用の主なものは、指定管理委託料 4 億8,330万円、減価償却費 6 億8,080万円である。

ウ 差 引

収入支出差引額は6,437万円の黒字である。

(2) 資本的収入及び支出 (企注21)

(単位：円)

区 分		予 算 額	決 算 額	翌年度 繰越額	増・減 不用額	決算額の主なもの
収 入	資本的収入	834,386,110	357,659,229		△ 476,726,881	一般会計繰入金
	企業債	200,000,000	82,000,000		△ 118,000,000	
	他会計補助金	9,539,000	9,539,000		0	
	他会計負担金	5,744,000	5,009,000		△ 735,000	
	国庫補助金	413,780,740	174,074,153		△ 239,706,587	
	建設事業費負担金	205,322,370	87,037,076		△ 118,285,294	
支 出	資本的支出	1,063,224,479	587,994,721	328,449,174	146,780,584	幹線管渠更生工事 (注25)
	建設改良費	823,837,479	348,608,633	328,449,174	146,779,672	
	企業債償還金	95,387,000	95,386,088	0	912	
	他会計借入金償還金	144,000,000	144,000,000	0	0	
差 引		△ 228,838,369	△ 230,335,492			

注 消費税等を含む。

ア 収 入

決算額の主なものは、企業債8,200万円、国庫補助金1億7,407万円、建設事業費負担金8,703万円である。

イ 支 出

決算額の主なものは、建設改良費(企注21)3億4,860万円、企業債償還金9,538万円、他会計借入金償還金1億4,400万円である。

ウ 差 引

資本的収入額(翌年度工事資金となる111万円を除く)が資本的支出額に不足する額2億3,144万円は、当年度分消費税資本的収支調整額(注26)928万円、繰越工事資金(注27)114万円、引継金(注28)3,386万円及び過年度損益勘定留保資金(注29)1億8,716万円を補てんしている。

3 比較損益計算書 (企注22)

(単位：円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増・減	対前年度比
1 営業収益	605,240,637	636,890,453	△ 31,649,816	95.0
2 営業費用	1,143,440,701	1,121,125,222	22,315,479	102.0
営業損益	△ 538,200,064	△ 484,234,769	△ 53,965,295	—
3 営業外収益	618,977,522	627,504,791	△ 8,527,269	98.6
4 営業外費用	25,683,173	27,445,718	△ 1,762,545	93.6
経常収益(1+3)	1,224,218,159	1,264,395,244	△ 40,177,085	96.8
経常費用(2+4)	1,169,123,874	1,148,570,940	20,552,934	101.8
経常損益	55,094,285	115,824,304	△ 60,730,019	47.6
5 特別利益	0	0	0	—
6 特別損失	0	0	0	—
当年度純損益	55,094,285	115,824,304	△ 60,730,019	47.6
前年度繰越利益剰余金	220,181,488	104,357,184	115,824,304	—
当年度未処分利益剰余金	275,275,773	220,181,488	55,094,285	125.0

注 消費税等を除く。

ア 営業収益の減少(3,164万円)の主な理由は、汚水流入量の減により管理事業費負担金が減少したためである。

イ 営業費用の増加(2,231万円)の主な理由は、電気料金の増等に伴う処理場維持管理費用の増加による委託料(指定管理料)が増加したためである。

費用の構成状況

(単位：円、%)

区分	令和4年度		令和3年度		備 考
	金額	構成比	金額	構成比	
職 員 給 与 費	15,793,052	1.4	15,421,923	1.3	給料、手当、法定福利費
委 託 料	445,047,218	38.1	416,394,219	36.3	指定管理委託料 439,367,191円含む
減 価 償 却 費	680,802,274	58.2	685,741,851	59.7	
資 産 減 耗 費	0	0.0	0	0.0	
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	18,905,593	1.6	20,648,530	1.8	
そ の 他 の 経 費	8,575,737	0.7	10,364,417	0.9	
合 計	1,169,123,874	100.0	1,148,570,940	100.0	

注 消費税等を除く。

4 剰余金計算書(企注23)

資本剰余金は7億9,743万円であり、これは、主として非償却資産に係る国庫補助金である。

5 剰余金処分計算書(企注25)

当年度未処分利益剰余金2億7,527万円は、繰越利益剰余金とすることとしている。

6 比較貸借対照表(企注26)

(単位：円)

科 目	令和4年度 (A)	平成3年度 (B)	増・減 (A)-(B)	(A)欄の主なもの
(資産の部)				
1 固 定 資 産	13,026,095,890	13,389,981,223	△ 363,885,333	
(1) 有 形 固 定 資 産	13,020,675,890	13,382,601,223	△ 361,925,333	天神浄化センター、管渠
(2) 無 形 固 定 資 産	3,920,000	5,880,000	△ 1,960,000	ソフトウェア
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産	1,500,000	1,500,000	0	出資金
3 流 動 資 産	498,469,296	527,232,291	△ 28,762,995	
(1) 現 金 預 金	492,245,060	524,232,291	△ 31,987,231	
(2) 未 収 金	6,224,236	3,000,000	3,224,236	
資 産 合 計	13,524,565,186	13,917,213,514	△ 392,648,328	
(負債の部)				
4 固 定 負 債	2,400,476,593	2,557,950,794	△ 157,474,201	
(1) 企 業 債	1,391,591,752	1,405,065,953	△ 13,474,201	企業債未償還元金
(2) 他 会 計 借 入 金	1,008,834,841	1,152,834,841	△ 144,000,000	
(3) 預 り 金	50,000	50,000	0	
5 流 動 負 債	272,505,030	268,452,338	4,052,692	
(1) 企 業 債	95,474,201	95,386,088	88,113	企業債未償還元金
(2) 他 会 計 借 入 金	144,000,000	144,000,000	0	
(3) 未 払 金	32,121,496	28,137,584	3,983,912	委託料、工事費
(4) 引 当 金	909,333	928,666	△ 19,333	賞与引当金
6 繰 延 収 益	9,716,945,530	10,011,266,634	△ 294,321,104	
(1) 長 期 前 受 金	11,362,162,480	11,108,916,892	253,245,588	国庫補助金等
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 1,645,216,950	△ 1,097,650,258	△ 547,566,692	国庫補助金等に係る減価償却見合いの収益化額
負 債 合 計	12,389,927,153	12,837,669,766	△ 447,742,613	
(資本の部)				
7 資 本 金	61,931,984	61,931,984	0	
8 剰 余 金	1,072,706,049	1,017,611,764	55,094,285	
(1) 資 本 剰 余 金	797,430,276	797,430,276	0	
(2) 利 益 剰 余 金	275,275,773	220,181,488	55,094,285	
当年度未処分利益剰余金	275,275,773	220,181,488	55,094,285	
資 本 合 計	1,134,638,033	1,079,543,748	55,094,285	
負 債 資 本 合 計	13,524,565,186	13,917,213,514	△ 392,648,328	

注 消費税等を除く。

7 キャッシュ・フロー計算書 (企注29)

(単位：円)

区 分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増・減(A)－(B)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	55,094,285	115,824,304	△ 60,730,019
減価償却費	680,802,274	685,741,851	△ 4,939,577
固定資産除却損	0	0	0
過年度修正益	0	0	0
賞与引当金の増減額	△ 19,333	△ 15,334	△ 3,999
長期前受金戻入額	△ 547,566,692	△ 555,208,518	7,641,826
受取利息及び受取配当金	△ 4,756	△ 5,030	274
支払利息及び企業債取扱諸費	18,905,593	20,648,530	△ 1,742,937
未収金の増減額 (△は増加)	△ 3,224,236	142,798,185	△ 146,022,421
未払金の増減額 (△は減少)	3,983,912	△ 497,371,289	501,355,201
その他流動資産の増減額 (△は増加)	0	0	0
その他流動負債の増減額 (△は減少)	0	0	0
小計	207,971,047	△ 87,587,301	295,558,348
利息の受取額	4,756	5,030	△ 274
利息の支払額	△ 18,905,593	△ 20,648,530	1,742,937
業務活動によるキャッシュ・フロー	189,070,210	△ 108,230,801	297,301,011
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 316,916,941	△ 177,675,335	△ 139,241,606
国・県補助金等による収入	253,245,588	144,660,744	108,584,844
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 63,671,353	△ 33,014,591	△ 30,656,762
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	0	0	0
一時借入金の返済による支出	0	0	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	82,000,000	43,000,000	39,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 95,386,088	△ 93,282,869	△ 2,103,219
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	△ 144,000,000	△ 144,000,000	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 157,386,088	△ 194,282,869	36,896,781
資金増加額 (又は減少額)	△ 31,987,231	△ 335,528,261	303,541,030
資金期首残高	524,232,291	859,760,552	△ 335,528,261
資金期末残高	492,245,060	524,232,291	△ 31,987,231

業務活動によるキャッシュ・フローは1億8,907万円の黒字、投資活動によるキャッシュ・フローは6,367万円の赤字、財務活動によるキャッシュ・フローは1億5,738万円の赤字であり、当年度資金減少額は3,198万円である。資金期首残高5億2,423万円に対し、資金期末残高は4億9,224万円となっている。

(参考1) 指定管理者の経営状況等

比較正味財産増減計算書

(単位：円)

科 目	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増・減 (A) - (B)	対前年比 (%)
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益	483,304,218	454,573,217	28,731,001	106.3
① 基本財産運用益	60	60	0	100.0
② 事業収益	483,303,909	454,572,993	28,730,916	106.3
③ 雑収益	249	164	85	151.8
(2) 経常費用	482,632,144	454,420,358	28,211,786	106.2
① 事業費	465,901,824	439,616,649	26,285,175	106.0
② 管理費	16,730,320	14,803,709	1,926,611	113.0
当期一般正味財産増減額	672,074	152,859	519,215	439.7
一般正味財産期首残額	1,508,814	1,355,955	152,859	111.3
一般正味財産期末残額	2,180,888	1,508,814	672,074	144.5
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残額	3,000,000	3,000,000	0	100.0
指定正味財産期末残額	3,000,000	3,000,000	0	100.0
III 正味財産期末残高	5,180,888	4,508,814	672,074	114.9

注 消費税等を含む。

ア 事業収益は、県からの指定管理委託料である。

イ 事業費の主なものは、管理運営関係職員給与、運転・保守管理等委託料、光熱水費である。

ウ 管理費の主なものは、総務関係職員給与、事務所で使用する経費等である。

エ 当期一般正味財産増減額は、貯蔵品の増加によるものである。

オ 指定正味財産期末残額は、県及び市町からの出捐金である。

比較貸借対照表

(単位：円)

科 目	令和4年度	令和3年度	増・減	(A)欄の主なもの
	(A)	(B)	(A)－(B)	
I 資産の部	41,500,809	35,790,155	5,710,654	
1 流動資産	38,500,809	32,790,155	5,710,654	
(1) 現金預金	36,319,921	31,281,341	5,038,580	普通預金
(2) 未収金	0	0	0	
(3) 貯蔵品	2,180,888	1,508,814	672,074	業務用薬品等
2 固定資産	3,000,000	3,000,000	0	
(1) 基本財産	3,000,000	3,000,000	0	
II 負債の部	36,319,921	31,281,341	5,038,580	
1 流動負債	36,319,921	31,281,341	5,038,580	
(1) 預り金	176,724	367,230	△ 190,506	
(2) 未払金	36,143,197	30,914,111	5,229,086	
III 正味財産の部	5,180,888	4,508,814	672,074	
1 指定正味財産	3,000,000	3,000,000	0	県、市町出捐金
2 一般正味財産	2,180,888	1,508,814	672,074	
負債及び正味財産合計	41,500,809	35,790,155	5,710,654	

注 消費税等を含む。

指定管理委託料の状況（令和元～5年度）

(単位：円)

年 度	協定書に規定する 指定管理料 (A)	精 算 額 (B)	(A)－(B)
R元年度	496,414,000	468,522,429	27,891,571
R2年度	498,201,000	436,093,597	62,107,403
R3年度	496,142,000	454,572,993	41,569,007
R4年度	502,515,000	483,303,909	19,211,091
R5年度	491,205,000	—	—
計	2,484,477,000		

注 消費税等を含む。

(参考2) 主要経営指標の推移 (企注38)

指 標		区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
財務の健全性	1 自己資本構成比率 (%)	鳥取県	76.4	79.7	80.2
		全 国	64.1	64.9	—
	2 固定資産対長期資本比率 (%)	鳥取県	98.3	98.1	98.3
		全 国	101.4	101.2	—
	3 流動比率 (%)	鳥取県	131.7	196.4	182.9
		全 国	68.5	71.9	—
事業の活動性	4 固定資産回転率 (回)	鳥取県	0.03	0.05	0.05
		全 国	0.04	0.04	—
	5 流動資産回転率 (回)	鳥取県	0.65	0.83	1.18
		全 国	1.27	1.26	—
	6 未収金回転率 (回)	鳥取県	5.97	8.56	131.23
		全 国	5.55	5.67	—
事業の収益性	7 総収支比率 (%)	鳥取県	108.8	110.1	104.7
		全 国	105.7	106.1	—
	8 営業収支比率 (%)	鳥取県	39.4	56.8	52.9
		全 国	66.0	66.1	—
	9 利子負担率 (%)	鳥取県	1.4	1.4	1.3
		全 国	1.5	1.4	—

注 1 指標全国値は、総務省自治財政局編『地方公営企業年鑑』による。

2 指標の説明は、企業局の「指標の説明」を参照。

(参考3)

鳥取県天神川流域下水道事業経営戦略（計画期間 令和3～12年度）の概要

1 目的

令和3年2月

下水道サービスを安定的かつ持続的に提供するよう経営基盤の強化を図る。

2 現状分析

- ・維持管理費用は、県・一般会計からの繰入金はなく市町負担金のみで賄っている。また、県・地方債の残高は初期投資に係る償還ピークを既に終えており、現在の年間償還額の水準は適正と考えている。
- ・昭和59(1984)年1月の供用から36年経過し、処理場及び管路の老朽化は進行しているが、劣化状況等を踏まえた点検、調査、予防保全的修繕による長寿命化対策等を行っているため、設備等の故障件数は減少している。(平成26年度:152件から令和元年度:65件に減少)

3 経営の基本方針（3本柱）

(1) 経営基盤の強化

- ・継続的なコスト縮減を図る。(保全的修繕による設備等の故障減、脱水汚泥含水率の低減、省エネの取組強化、競争入札の徹底等)
- ・公共下水道、農業集落排水施設及びし尿処理施設等との連携や事務の共同化など、幅広く検討を行ない、効率的な処理を図る。(当該流域下水道の在り方も含めて、令和4年度に県全体の「広域化・共同化計画」を策定する。)
- ・下水処理に伴い発生する汚泥、し尿・浄化槽汚泥、食品残渣等の複合バイオマス資源の有効活用を図る。(令和2年度から民間提案を公募するなど、予備調査に着手している。)

(2) 計画的な下水道施設の更新等

- ・ストックマネジメント計画(長期的な設備更新・長寿命化対策等)を策定(令和2年度)し、計画的な改築更新を行い、更に施設の効率的な管理運営に努める。

【今後の主な改築更新】

受変電設備改築(平成30年度～令和8年度)、管路施設改築(平成30年度～令和4年度)、脱臭設備改築(令和8～9年度)、水処理設備改築(令和4～5、8～9年度)、着水井・分水井ゲート設備改築(令和9年度)

(3) 安心で快適な生活環境の維持・創出

- ・下水道コンクール、親子施設見学ツアー等の広報啓発活動により住民理解を促進する。
- ・下水汚泥、下水熱等の資源や再生可能エネルギーの利活用、温室効果ガス排出削減に貢献する省エネ設備の導入や既存の機械の運転方法の見直し等により、エネルギー使用量の削減を図る。
- ・耐水化対策などハード面での災害対策やBCPについて、計画の策定や更新の検討等を行い、危機管理対策を推進する。

4 投資・財政計画等

- ・流入汚水量の減少が予想されるが、指定管理者のこれまでの経営努力による経費節減効果が表れており、令和元年度の決算額(4.6億円)をベースに、指定管理者との連携によるさらなる経費節減、収入確保等に努め、維持管理に係る市町負担金は現在の単価(93円/m³)を今後10年間維持する。(5年間(H26～H30)の指定管理料の削減額は4.1億円(予算額と実績で対比。年平均0.82億円))
- ・改築更新の投資額が単年度に突出しないよう年間約5～6億円を目安に平準化し、経営の安定化を図る。
- ・県・一般会計からの借入金(令和2年度現在残高14.4億円)は、今後10年間で完済する。
- ・令和元年度末の内部留保資金3億7,800万円は、令和12年度末に3億4,900万円を維持する。

5 経営戦略の事後検証、更新等

- ・毎年度、PDCAサイクルによる進行管理を行い、経営戦略の実効性を確保する。
- ・人口動態や社会情勢等の経営環境の変化を踏まえ、適宜見直しを行う。
- ・第三次鳥取県排水処理施設整備構想(H30策定)の毎年度の点検時のほか、令和2年度のストックマネジメント計画、令和4年度の広域化・共同化計画などの策定に併せて、必要な見直しを行う。

【参考】投資・財政計画・抜粋

(1) 収益的収支

(単位 千円)

区分	R 1 決算	R 2	R 3	R 4	R 5	R 7	R12
1 営業収益	618,646	627,956	622,078	624,619	621,621	616,970	604,796
・維持管理負担金 68 円/m ³	441,658	444,065	442,730	441,306	439,882	436,856	427,600
・資本回収負担金 25 円/m ³	176,988	179,585	179,045	178,469	177,893	176,670	172,926
2 営業外収益	2,918	632,698	647,362	657,254	670,653	681,197	769,530
・他会計補助金	-	19,401	15,508	14,183	13,018	10,691	8,037
・他会計負担金	-	4,306	304	4,844	3,846	3,444	4,270
・長期前受金戻入A	-	559,246	577,550	583,087	598,973	603,805	692,137
・資本費繰入収益	-	46,906	51,162	52,302	51,978	60,419	62,248
3 収入合計(1+2)	621,564	1,260,654	1,269,440	1,281,873	1,292,274	1,298,167	1,374,326
4 営業費用	495,350	1,161,125	1,155,562	1,168,171	1,186,114	1,169,003	1,232,623
・職員給与費	14,046	14,924	14,924	14,924	14,924	14,924	14,924
・指定管理料等	481,304	423,850	427,742	425,924	425,924	425,924	422,288
・減価償却費等 B	-	696,512	694,935	705,663	720,770	705,797	773,382
5 営業外費用	23,721	22,980	20,801	19,045	17,467	14,351	9,106
6 支出合計(4+5)	519,071	1,184,105	1,176,363	1,187,216	1,203,581	1,183,354	1,241,729
7 収支差引(3-6)	102,493	76,549	93,077	94,657	88,693	114,813	132,597

(2) 資本的収支

(単位 千円)

区分	R 1 決算	R 2	R 3	R 4	R 5	R 7	R12
8 資本的収入	361,306	1,298,379	436,543	531,060	601,003	550,843	542,328
・企業債	76,000	259,000	101,000	117,000	93,000	83,000	103,000
・他会計補助金	-	7,810	8,710	8,904	8,849	10,287	10,598
・他会計負担金	4,345	12,668	5,625	2,864	2,585	2,798	2,907
・国(建設)補助金	207,773	737,718	214,583	289,273	406,830	374,405	326,186
・市町(建設)負担金	73,188	281,183	106,625	113,019	89,739	80,353	99,637
9 資本的支出	510,646	1,462,405	669,595	744,701	810,275	775,805	769,793
・建設改良費	354,571	1,300,083	432,312	505,340	571,504	521,642	513,971
・企業債償還金	81,759	90,814	93,283	95,361	94,771	110,163	110,987
・県借入金償還金	74,316	71,508	144,000	144,000	144,000	144,000	144,835
10 資金不足額(8-9)	△149,340	△164,026	△233,052	△213,641	△209,272	△224,962	△227,465

11 収支再差引(7+10)	△46,847	△87,477	△139,975	△118,984	△120,579	△110,149	△94,868
12 損益留保資金(B-A)	0	137,266	117,385	122,576	121,797	101,992	81,245
13 その他補填財源	54,639	19,712	4,842	4,212	1,600	0	0

前年度+11+12+13



14 内部留保資金 (手持ち資金)	378,096	447,597	429,849	437,653	440,471	426,585	348,965
----------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

※主な項目を抽出しているため、内訳と必ずしも一致しない。

用語説明

(企業会計)

用語説明

項 目		説 明
鳥取県公営企業会計 決算審査意見書		<p>鳥取県の公営企業会計は、県営企業会計（電気事業・工業用水道事業・埋立事業）、県営病院事業会計及び天神川流域下水道事業会計がある。</p> <p>知事は、これらの事業の管理者から提出された決算書やその他の関係書類を監査委員の審査に付さなければならないことになっている。</p> <p>（地方公営企業法第 30 条第 2 項）</p> <p>監査委員の審査は、決算及び決算附属書類により計数を確認するとともに、予算が法令に従って適正に執行されているかどうかなどの観点で行い、意見書として取りまとめ、知事に提出する。</p> <p>知事は、この意見書を決算書に付けて県議会の認定に付さなければならないことになっている。（地方公営企業法第 30 条第 4 項）</p> <p>〔地方公営企業法〕</p> <p>（決算）</p> <p>第 30 条</p> <p>2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。</p> <p>4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。</p> <p>〔決算及び決算附属書類〕</p> <p>決算報告書、損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書、貸借対照表（地方公営企業法第 30 条第 9 項）</p> <p>キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書（地方公営企業法施行令第 23 条）</p>
番 号	項 目	説 明
注 1	県営電気事業	<p>鳥取県が経営する電気事業は、産業基盤整備の一環として水力発電所が整備され、現在、11 か所の発電所がある。また、風力発電所は 1 か所で、太陽光発電所は 8 か所である。</p> <p>発電した電力は、中国電力（株）と県内の地域新電力に売却している。</p>

番 号	項 目	説 明
注 2	県営工業用水道事業	鳥取県が経営する工業用水道事業は、産業基盤整備の一環として、鳥取地区、日野川において運営している。
注 3	県営埋立事業	鳥取県が経営する埋立事業は、産業基盤整備の一環として臨海地を埋め立て、工業団地の整備を行い、販売を行ってきた。 現在までに、整備、保有している3地区のうち、境港外港昭和地区(注 34 参照)は平成 28 年度に完売し、米子港旗ヶ崎地区(注 35 参照)もほぼ完売したが、境港外港竹内地区(注 36 参照)では未売却地が残っており、現在販売を続けている。
注 4	決算諸表	「決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表」をいう。 (地方公営企業法第 30 条第 9 項)
注 5	関係諸帳簿、証書類	公営企業において、複式簿記の原則を適用し作成された資産、負債、資本、費用及び収益の状況を記録した伝票、総勘定元帳、現金出納簿等帳簿類、現金、有価証券等の保有を示す預金、株式等の証書類をいう。
注 6	定期監査	監査委員が、毎会計年度、少なくとも1回以上期日を定めて行わなければならない監査であり、各種の監査の中で最も基本となる。 県の財務に関する事務(収入、支出、契約締結等の予算の執行、現金や有価証券の出納保管及び財産管理等の事務)や公営企業会計に係る事業(電気事業、工業用水道事業、埋立事業、病院事業及び下水道事業の5事業)について、県民の税金が無駄遣いされていないか、事業が所期の目的を達成しているかなどを、正確性、合規性(法令等に適合しているか)及び効率性等の観点で行う監査のことをいう。(地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項)
注 7	例月現金出納検査	県及び地方公営企業の毎月の現金の出納の計数及び現在高が正確であるか、また現金の出納事務が適正に行われているかどうかといった観点で、毎月定められた日に監査委員が行う検査のことをいう。 (地方自治法第 235 条の 2 第 1 項)

番 号	項 目	説 明
注 8	経営の基本原則	<p>地方公営企業法第3条において「経営の基本原則」として定められているものである。</p> <p>[地方公営企業法] (経営の基本原則)</p> <p>第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p>
注 9	出納取扱金融機関の証明	<p>出納取扱金融機関とは、地方公営企業の管理者（電気事業、工業用水道事業、埋立事業、下水道事業については知事、病院事業については病院事業管理者）が、地方公営企業法第27条の規定により、当該地方公営企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせるために、当該地方公共団体の長の同意を得て指定した金融機関をいう。</p> <p>監査委員は、決算審査に当たっては、管理者にこの金融機関が発行する公金の出納額等についての証明の提出を求め、決算額とチェックを行うこととしている。</p>
注 10	経常損益	<p>公営企業の本来の事業及び事業外で発生した収益から費用を差し引いたものである。</p> <p>損益計算書の区分の一つで、</p> <p style="text-align: center;">○経常損益＝経常収益（営業収益＋営業外収益） －経常費用（営業費用＋営業外費用）</p> <p>で求められ、結果がプラスであれば経常利益、マイナスであれば経常損失となる。</p>
注 11	純損益	<p>収益の総額（経常収益＋特別利益）から費用の総額（経常費用＋特別損失）を差し引いたもの。プラスであれば（つまり収益の総額が費用の総額より大きければ）純利益、マイナスであれば（費用の総額が収益の総額を上回れば）純損失となる。</p>

番 号	項 目	説 明
注 12	鳥取県企業局経営プラン	<p>「鳥取県企業局経営プラン(平成 26 年度～28 年度)」に基づき、経営の健全化・効率化に向けた取組みを進めてきた結果を踏まえ、企業局を取り巻く経営環境の変化に適切かつ的確に対応するため、持続可能な経営を目指すこととして、平成 29 年度～平成 38 年度までを計画期間として平成 29 年 3 月に策定した。</p> <p>令和 4 年 3 月には、企業局経営プラン評価委員会による中間評価を踏まえて、中間見直しを行った。(P. 36 (参考 5) 参照)</p>
注 13	コンセッション (公共事業等運営権)	<p>コンセッション方式：利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。(平成 23 年 P F I 法改正による導入)</p> <p>施設の使用、施設使用に伴う収益を得る権利を公共事業運営権として設定(保障)するとともに、その使用に伴う一定の義務(施設管理のほか、運営権対価の納付を含む)及びリスクを事業者が負担する。</p>
注 14	MW h (メガワットアワー)	<p>供給電力量の単位である。電力量とは、電流によってなされる仕事の量(エネルギー量のこと)で、その単位として Wh(ワットアワー)が用いられる。これは 1 W の電力を 1 時間使用した場合の電力量のことで、家庭用の電力量は 1 Wh の 1,000 倍を表す 1 kWh (キロワットアワー)がよく用いられる。MWh は 1 kWh のさらに 1,000 倍である。</p> <p>・電力(W) = 電流(A) × 電圧(V) ・電力量(Wh) = 電力(W) × 時間(h)</p>
注 15	決算報告書	<p>公営企業会計の管理者が決算の調製のために作成する書類の一つである。様式は、地方公営企業法施行規則第 48 条の別記第 9 号で定められている。</p>
注 16	収益的収入及び支出	<p>地方公営企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出をいう。(注 15「決算報告書」中の 1 項目)</p>
注 17	繰延運営権対価	<p>運営権対価とは、公共施設等運営権(コンセッション)制度において民間事業者が運営権取得に対して公共団体等に支払う対価のこと。公共団体等の管理者は、運営権対価を運営権設定時や対価受取時に一括で収益認識するのではなく、長期前受金収益(注 19 参照)として繰延べ(繰延運営権対価)、運営権の存続期間にわたり時の経過に基づき収益認識し、貸借対照表に記載する。(P. 13 参照)</p> <p>繰延とは、当期の支払いや入金のうち次期分に該当する費用や収益が含まれている場合に、次期以降の分を除くことをいう。</p>

番 号	項 目	説 明
注 18	運営権者更新投資	<p>民間資金法第2条第6項に基づき、運営権者が行う公共施設等の維持管理をいう。</p> <p>公共団体等の管理者は、運営権者が更新投資した施設等の価額を資産に計上し、当該資産額のうち運営権者が負担した金額を負債として計上したうえで順次収益化（繰延収益）し、貸借対照表に記載する。（P.13 参照）</p>
注 19	長期前受金戻入	<p>会計基準の移行により、補助金等により取得した固定資産の減価償却の際に、取得価額から補助金等充当額を控除した額を帳簿価額とみなし、補助金等未充当部分についてのみ減価償却を行う「みなし償却」制度が廃止され、償却資産の取得又は改良に伴い交付された補助金等については「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を「長期前受金戻入（営業外収益）」として順次収益化する。</p>
注 20	資本的収入及び支出	<p>収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良費（注 21 参照）及び企業債に関する収入及び支出である。（注 15「決算報告書」中の1項目）</p>
注 21	建設改良費	<p>事業に係る施設の建設、機能の増進に要する経費で、この決算上では、主に新規発電所の建設仮勘定、電気事業及び工業用水道事業設備の改良経費である。</p>
注 22	損益計算書・比較損益計算書	<p>損益計算書は、当該年度の経営活動の結果を明らかにするため、その期間に発生した全ての収益とそれに対応する全ての費用を一つの表に記載することにより、企業の経営成績を明らかにするものである。</p> <p>比較損益計算書は、前年度の期末と当該年度の期末の損益計算書を比較して1年間の経営成績の動きを明らかにするものである。</p>
注 23	剰余金計算書・欠損金計算書	<p>剰余金（利益剰余金及び資本剰余金）が年度中にどのように変動したかの内容を示すものである。</p> <p>利益剰余金は、利益が発生した場合に積み立てる減債積立金等であり、資本剰余金は、受贈財産評価額や償却資産以外の固定資産の取得又は改良等に充てるために繰り入れた寄付金等をいう。</p>

番 号	項 目	説 明
注 24	開発改良積立金	施設設備の整備や改良のために積み立てる資金である。
注 25	剰余金処分計算書・欠損金処理計算書	剰余金処分計算書は、当年度の利益が発生した場合に積み立てるべき剰余金が未処理の場合に、その剰余金をどのように処分すべきか示すものである。 欠損金処理計算書は、当年度に発生した損失金が未処理の場合に、その欠損金をどのように処理するか示すものである。
注 26	貸借対照表・比較貸借対照表	貸借対照表は、年度の期末における資産・負債・資本の状態を示すものである。 比較貸借対照表は、前年度の期末と当該年度の期末を比較し、資産・負債・資本の動きを示すものである。 資産とは、企業が経済活動をするために持っている現金・土地・建物などのいわゆる財産のことをいう。 負債とは、将来支払いをしなければならない義務(債務)のことをいい、いわばマイナスの財産である。 資本とは、資産から負債を差し引いた正味の財産である。
注 27	引当金	将来予想される特定の支出や損失に備えるために積み立てる資金のこと。 退職給付引当金は、職員が退職する際に支払われる退職手当について、期末時点の発生見込額を退職給付引当金として計上するものである。特別修繕引当金は、保有する有形固定資産のうち重要な固定資産の定期的に数年に一度行われるような大規模な修繕に対して積み立てる資金である。また、賞与引当金は、従業員などに支払う賞与を前期に計算して、準備しておくためのもの。
注 28	長期前受金収益化累計額	長期前受金(注 19 参照)を収益化した額の累計額を、当該長期前受金の項目に対する控除項目として表示したものである。
注 29	キャッシュ・フロー計算書	地方公営企業会計のキャッシュ・フロー(資金収支)の状況を示す書類であり、会計基準の移行により、決算と併せて提出すべき書類(決算附属書類)として位置付けられたものである。
注 30	給水能力	企業局が供給可能な1日当たりの給水量をいう。

番 号	項 目	説 明
注 31	出資金	県の一般会計から当該企業会計に対して繰り出された資金のことである。
注 32	損益勘定留保資金	各年度に費用として計上された、現金支出を伴わない減価償却費等に相当する額が、企業内部に残されたものである。
注 33	消費税及び地方消費税資本的収支調整額	消費税の導入に伴い、消費税関係の内部留保資金が発生することとなり、「消費税等資本的収支調整額」とし、補てん財源としている。
注 34	境港外港昭和地区	昭和 37 年度から埋立てが開始され、昭和 42 年度に工事が完成した。立地企業は主に水産加工業となっている。
注 35	米子港旗ヶ崎地区	昭和 47 年度から造成を開始し、昭和 51 年度に工事が完了した。立地企業は主に食品加工業、食品卸業となっている。
注 36	境港外港竹内地区	昭和 49 年度の工事開始予定が、住民の反対運動により昭和 53 年度に本格工事開始となった。当地区の造成期間は、オイルショックをはじめとする景気の低迷期と重なり、平成 2 年度にようやく完成した。昭和 61 年度から分譲が開始され、平成 9 年度には山陰・夢みなと博覧会の会場となった。 立地企業は、製造業、商業等多様な構成となっている。
注 37	繰延年賦売却損・繰延年賦売却益	繰延年賦売却損(売値が原価を下回る場合生じる損失)は、割賦分譲契約の締結によって生じる売却損相当額を計上し、各年の分譲代金収納時に売却損を繰延年数で割った額を費用として計上するものである。繰延年賦売却益はその逆の場合をいう。
注 38	主要経営指標	経営成績及び財政状態の良否を分析するために必要な指標である。 鳥取県監査委員は、公営企業会計の各事業の経営の状況を判断するため、「財務の健全性」、「事業の活動性」、「事業の収益性」の観点から 9 つの指標を選択している。

用語説明

(病院事業会計)

用語説明（企業会計と共通に使用している用語については、企業会計の用語説明を参照のこと。）

番号	項目	説明
注1	県営病院事業	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）によって中央病院と厚生病院の2病院が設置されている。 本県では、平成7年4月1日から地方公営企業法の規定を全部適用し、病院事業管理者を置き、病院局がこれら2病院を統括管理している。
注2	患者1人1日当たりの診療単価	<ul style="list-style-type: none"> 入院診療単価＝入院収益÷年延べ入院患者数 外来診療単価＝外来収益÷年延べ外来患者数
注3	医業損益	病院本来の医業活動に伴う収支である。 医業損益（収支）＝医業収益－医業費用
注4	医業外損益	医業活動以外の原因から生ずる収益と費用の収支である。 医業外損益（収支）＝医業外収益－医業外費用 <ul style="list-style-type: none"> 医業外収益の例：負担金交付金、預金利息 医業外費用の例：企業債利息、長期借入金利息
注5	三次救急	一次救急や二次救急では対応が難しい生命に関わる重症患者に対応する救急医療（体制）。救急医療の最後のとりでとして、重症患者、複数の診療科にわたる症状がある重篤な患者を、原則24時間体制で必ず受け入れる。 重篤な患者に対応できる高い専門性と十分な人員を確保し、医学生や看護学生などへの救急医療の臨床教育も担う。
注6	ハイブリッド手術室	血管X線撮影装置を備えた手術室のことで、カテーテルを使う内科的治療と外科的手術が連続してかつ安全に行え、高度な医療技術に対応することができる。
注7	国立がん研究センター認定がん相談支援センター	国立がん研究センターは、全国の「がん相談支援センター」の中でも、特に組織として研鑽を重ね、相談において情報の活用を力を入れている施設を「認定がん相談支援センター」に認定している。 「認定がん相談支援センター」では、組織で定めた評価基準により活用する情報の定期的評価や、相談対応の評価、改善策の検討などを組織内や外部レビューも含め定期的に行うなどのことを必ず行うことで、相談の質を担保している。 がん相談に必要な一定以上の知識や技術を有し、さらにそのアップデートに努める「認定がん専門相談員」を複数名配置している。
注8	がん診療連携拠点病院	専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の整備、患者・住民への相談支援や情報提供などの役割を担う病院として、国が定める指定要件を踏まえて都道府県知事が推薦、厚生労働大臣が適当と認めて指定した病院である。がん診療連携拠点病院には、各都道府県で中心的役割を果たす「都道府県がん診療連携拠点病院」と、都道府県の各地域（2次医療圏）で中心的役割を果たす「地域がん診療連携拠点病院」がある。

番号	項目	説明
注9	DPC特定病院群	DPC/PDPS（注35参照）の対象病院は、診療機能に応じて大学病院本院群、DPC特定病院群（大学病院本院群に次ぐ高機能な病院）、DPC標準病院群（大学病院本院群・DPC特定病院群以外の病院）に分類される。 一定以上の医師研修の実施や診療密度等の要件を満たす医療機関により構成される。
注10	SPD（院内物流管理システム）	SPDとは、Supply Processing & Distributionの略語で、物品の供給、在庫、加工などの物流管理を中央化および外注化することにより、診療現場の物品を柔軟かつ円滑に管理しようとする方法
注11	日本ホスピタルアライアンス	全国の急性期病院320病院（2022年4月現在）が設立母体を超えて加盟する、日本で最大の共同購入組織。「病院による病院のための共同購入」を理念に掲げ、加盟病院の経営改善と医療の質の向上に資することを目的としている。2009年から任意団体を組織、2012年10月に一般社団法人化。
注12	おしどりネット	県内の様々な医療機関で患者のカルテ情報を共有するネットワーク。医療情報が医療機関間で共有され、病歴や服用状況が即座にわかるなど、より安全で適切な診療が受けられるようになる。特定非営利活動法人鳥取県医療連携ネットワークシステム協議会が運営。
注13	医師に対する労働時間の上限規制が適用	時間外労働時間の上限を、月45時間・年360時間、臨時的に必要な場合においても月100時間未満・年720時間とし、実際の時間外労働時間（休日労働を含む）について、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とする規制が、2024年4月から医師に対しても適用される。
注14	メディカルアシスタント	医療事務作業補助者。勤務医の負担軽減を図ることを目的として始まった業務。診療報酬では、医療事務作業補助体制加算があり、加算届出の対象となっている業務内容は、医師の指示の下に診断書等の文書作成補助、診療記録の代行入力、医療の質の向上に資する事務作業、入院時の案内等の病棟における患者対応業務及び行政上の業務への対応に限定されて定められている（令和4年度診療報酬改定）。一般に使われるメディカルクラーク®は、一般財団法人日本医療教育財団が行う医療事務技能審査試験のこと。
注15	タスクシフト	医師の労働時間短縮を進める方策の一つ。医師が行っている業務を多職種がカバーすることで、医師が医師にしかできないことに専念しやすくするもの。厚生労働省は、看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、義肢装具士、救命救急士について、現行制度の下で実施可能な範囲を示している。また、事務職員も含めて職種に関わらず診療記録の代行入力等も可能な業務とされている。
注16	地域医療支援病院	患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図るのに相応しい構造設備等を有する病院として、都道府県知事が個別に承認。

番号	項目	説明
注17	地域医療連携棟	厚生病院で平成24年2月に竣工。地域医療連携室、地域医療連携室専用相談室、すずかけサロン（がん患者と家族の交流の場）を整備した。その後、平成30年11月、診療・相談機能を充実させるため増築し患者支援棟を整備、令和2年4月から共用を開始している。
注18	地域がん診療連携拠点病院	「がん対策基本法」及び「がん対策推進基本計画」に基づき、治療の地域格差をなくして、地域全体で質の高いがん医療が受けられるように、都道府県の推薦をもとに厚生労働大臣が指定した病院で、地域のがん診療の中心となる役割を担った病院です。
注19	鳥取大学特別養成枠	鳥取県の地域医療等に従事する明確な意思をもった学生に対し、修学上必要な資金（奨学金）を貸与する鳥取県緊急医師確保対策奨学金制度を活用し、地域医療等に従事する明確な意志をもった学生を選抜する鳥取大学の入学定員枠で、地域における医師不足の解消と医師定着を目的としている。
注20	病棟薬剤業務実施加算	薬剤師が病棟等において、算定要件を満たして病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上に資する薬剤関連業務を実施している場合に、一定の基準に基づき所定点数に加算できる。
注21	DMAT（ディーマツト）	DMAT（Disaster Medical Assistance Team：災害医療派遣チーム）大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急医療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。
注22	連帯保証人代行サービス	一定額の保証料を支払うことで、これまで入院時に必要とされていた連帯保証人の代行を受けることができるサービス。
注23	新型コロナウイルス感染症入院病床確保事業費補助金	鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画による新型コロナウイルス感染症発生時の医療供給体制の整備を図るため、新型コロナウイルス感染症患者入院協力医療機関に対して、県が確保要請した病床のうち空床となった部分について、医療機関の収益損失補填のため定額を助成するもの。 財源は、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）で、補助率10/10。
注24	7対1看護体制	平均入院患者数に対する実質勤務看護職員数の割合（入院患者7人に看護師1人）で、入院の看護配置の体制のこと。
注25	E R病棟	E R（Emergency Room：救急治療室）として、中央病院で24時間体制の救急医療専用の病棟を平成25年11月に病床数14床で整備した。平成30年12月に開院した新病院においては、病床数を20床とした。
注26	P E T－C T	P E T画像とC T画像を合成して診断画像を作成する、がんの早期診断に有効な診断装置。 P E T（Positron Emission Tomography：陽電子放出断層撮影）は、放射性薬剤を体内に投与して特殊なカメラで画像化する検査であり、C T（Computed Tomography：コンピュータ断層撮影法）は、X線を使って身体の断面を撮影する検査である。
注27	強度変調放射線治療機器	強度変調放射線治療（Intensity Modulated Radiation Therapy：IMRT）とは、正常な細胞への照射を抑えつつ腫瘍部分に放射線を集中して照射する技術であり、従来法では不可能であった理想的な放射線治療が行える、がんの治療に有用な治療機器である。
注28	内視鏡手術支援ロボット「ダヴィンチ」	米国で開発された手術支援ロボットの名称（da Vinci Surgical System）。1～2cmの小さな創より内視鏡カメラとロボットアームを挿入し、高度な内視鏡手術を可能にした最先端医療機器。外科医は3Dモニター画面を見ながらロボットアームを操作して手術を行う。

番号	項目	説明
		数か所の小さな切開部から手術を行うため、傷が小さく、出血も抑えられ、手術の回復が早く、患者の負担が少ない。
注29	総合医療情報システム	医師の指示や記録を入力する電子カルテと、薬剤、検査、会計などの部門システムを接続して構築されたシステム群のことである。 厚生病院は平成26年3月に、中央病院では平成29年11月に更新を行った。
注30	地域包括ケア病棟	病床の機能分化を促進するため、7対1看護体制（注17参照）の要件の厳格化とあわせて、平成26年度から評価されることとなった急性期を脱した患者の在宅復帰等に向けた支援等を行う病棟である。 平成28年4月、厚生病院の1病棟・43床を一般病棟から転換した。
注31	診療材料費	・診療用材料として直接消費されるもの。例えば、レントゲンフィルム、歯科用材料等の費用。 ・診療用具（患者の用に供するものを含む。）等であって、1年以内に消費するもの。例えば、注射針、注射器、カテーテル等の費用。
注32	医療消耗備品費	診療用具（患者の用に供するものを含む。）や患者給食用具等であって、減価償却等を必要としないもののうち、1年を超えて使用できるもの。例えば、聴診器、血圧計等の費用。
注33	研究研修費	病院事業費用の科目の一つで、研究材料費や図書費等である。
注34	その他の経費	経費、資産減耗費、長期前払消費税償却、雑損失、特別損失である。
注35	DPC/PDPS	DPC/PDPS（Diagnosis Procedure Combination/Per-Diem Payment System）制度は、患者分類としての診断群分類に基づく急性期入院医療を対象とした、診療報酬の包括評価制度である。
注36	機能評価係数Ⅱ	DPC/PDPS（注35参照）において、各医療機関の設備・体制や診療機能等の特性を診療報酬に反映させるため、医療機関ごとに機能評価係数等が設定されている。 このうち機能評価係数Ⅱは、前々年10月1日から前年9月30日までの12か月間のデータに基づき、保険診療、効率性、複雑性、カバー率、救急医療、地域医療の6係数から算出される。 この係数が大きい病院の方が高度な医療機能を有するとみなされ、1日当たりの診療報酬単価を高く請求することができる。
	係数の名称	評価の考え方
	保険診療係数	適切なDPCデータの作成、病院情報を公表する取組みを評価
	効率性係数	各医療機関における在院日数短縮の努力を評価
	複雑性係数	各医療機関における患者構成の差を1入院あたり点数で評価
	カバー率係数	様々な疾患に対応できる総合的な体制について評価
	救急医療係数	救急医療（緊急入院）の対象となる患者治療に要する資源投入量の乖離を評価
	地域医療係数	地域医療への貢献を評価（中山間地域や僻地において、必要な医療提供の機能を果たしている施設を主として評価）

用語説明

(天神川流域下水道事業会計)

用語説明（企業会計と共通に使用している用語については、企業会計の用語説明を参照のこと。）

番号	項 目	説 明
注 1	天神川流域下水道事業	<p>鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和58年鳥取県条例第1号）により設置されている。</p> <p>本県では、令和2年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用し、経営を行っている。</p> <p>流域下水道は、二つ以上の市町の区域にわたる広域的な下水道で、流域内の各市町から発生する下水を効率的に集めて処理する下水道のことである。</p>
注 2	官 庁 会 計	<p>現金の異動に着目し、異動があった時点でその事実について収入と支出に分けて計上する現金主義で、現金という経済価値の増減だけ記録する単式簿記となっているもの。</p>
注 3	地方公営企業法の財務規定等	<p>地方公営企業法の規定のうち、第3章を中心とする財務・会計に関する規定（第3条～第6条、第17条～第35条、第40条、第41条、附則第2項、第3項）。</p> <p>法定事業及び病院事業以外の事業で主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるものについては、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は財務規定等を適用することができる。</p>
注 4	公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	<p>天神川流域下水道の維持管理に関する業務を行うとともに、下水道知識の普及・啓発活動及び下水道技術に関する調査研究等を行い、県及び流域関連市町が実施する下水道事業に協力し、もって地域住民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与することを目的に昭和57年8月1日に財団法人として設立され、平成24年4月1日に公益財団法人となった。</p>
注 5	指定管理者	<p>公の施設のより効果的・効率的な管理、運営を行わせるため、地方公共団体が、期間を定めて指定する団体（民間事業者を含む。）のことをいう。</p>
注 6	財政的援助団体等 監査	<p>県が財政的に援助をしている団体等の出納その他の事務の執行が、その財政援助等の趣旨に従って適正に行われているかどうかといった観点で、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときに、監査委員が行う監査で、毎年度行っている。</p> <p>監査対象とする団体は、県の出資団体（県の出資割合が4分の1以上の団体又は県若しくは県の出資割合が2分の1以上の団体の出資割合の合計が4分の1以上の団体）、県の補助金等交付団体（県が補助金、貸付金及び利子補給金等を交付している団体）及び指定管理者（県が設置する公の施設の管理を行っている団体）である。</p> <p>〔地方自治法第199条第7項〕</p>

番号	項目	説明
注7	処理可能人口	天神川流域関連公共下水道を供用開始した区域における人口であり、天神川流域関連公共下水道に未接続の人口も含む。
注8	水洗化人口	処理可能人口のうち、天神川流域関連公共下水道に接続済みの人口である。
注9	水洗化率	処理可能人口のうち、水洗化人口の割合を表した指標である。
注10	管理事業費負担金	天神川流域下水道施設の維持管理に要する費用を流域関連市町が負担する維持管理費負担金と、同施設の建設改良に係る県負担費用（起債の元利償還金及び過去に県が償還した元利償還金（県一般会計からの借入金））を回収する資本回収費負担金からなるものである。
注11	建設事業費負担金	天神川流域下水道施設の建設改良に要する費用のうち、流域関連市町の負担としているもので、国庫補助事業の建設改良費から国庫補助金を除いた費用の2分の1としている。
注12	流入汚水量	流量計で計測した時点での汚水量のことである。
注13	有収水量	終末処理場で処理した汚水のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量のことである。
注14	雨天時浸入水	分流式下水道（汚水と雨水を、それぞれ別の管路系統で処理する下水道）において、汚水系統に流入する下水のうちで、降雨時にマンホールの蓋穴などから汚水系統に流入する雨水や、雨水の地下への浸透や浸入などにより汚水系統に浸入する地下水のことである。
注15	鳥取県汚水処理広域化・共同化計画	下水道事業が抱える課題を克服し、事業の持続可能性を確保していくための取組の一つとして、国から広域化・共同化の検討が求められ、今後の検討の方向性に係る計画（計画期間：令和5年度～令和34年度）を県・市町村等の協働により令和5年3月に策定した。
注16	燃料費調整単価	原油・LNG（液化天然ガス）・石炭の燃料価格の変動（平均燃料価格）により、毎月自動的に決まる単価のことであり、毎月の燃料費調整額は、燃料費調整単価に1か月の使用電力量を乗じた額となる。 月々の電気料金は、契約容量で決まる基本料金と、使用電力量に応じて計算する電力量料金（使用電力量に基づいて算定し、「燃料費調整額」を加算又は差し引いて計算）に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた合計となる。
注17	水中攪拌機の間欠運転	反応タンク（活性汚泥と呼ばれる多量の微生物の入った泥と汚水に空気を送り込んでかき混ぜる施設）の嫌気槽（汚水に空気を送らない状態でかき混ぜる施設）にある水中攪拌機について、嫌気槽1槽に2台ある

番号	項目	説明
		水中攪拌機のうち、上流側の1台を夜間の12時間停止したり、停止時間を12時間から21時間に延長したりすることで使用電力量の削減を行った。
注18	返送汚泥ポンプ	最終沈殿池(反応タンクから送られてきた汚水をゆるやかに流し、「かたまり」になった汚泥を沈殿させる施設)の沈殿した活性汚泥の一部を反応タンクに返送するためのポンプのことである。
注19	鳥取県天神川流域 下水道事業経営戦略	地方公営企業法の一部(財務規定)適用により、経営状況を的確に把握するとともに、財務基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、下水道サービスを安定的かつ持続的に提供するため、中長期的な基本計画(計画期間 令和3年度～令和12年度)として令和3年2月に策定した。(P.103(参考3)参照)
注20	内部留保資金	減価償却費から長期前受金戻入収入を差し引きしたのや利益剰余金など、内部に留保する資金である。
注21	汚泥処理能力	汚泥を濃縮・脱水等することにより、減容化を図り、衛生的で取り扱いやすい状態にする能力のことである。
注22	排水能力	ポンプで汚水を汲み上げて水処理施設に移送する能力のことである。
注23	流域内行政人口	住民基本台帳に記載された人口のことである。ただし、湯梨浜町は旧泊村を、北栄町は旧大栄町の人口を除いたものである。
注24	普及率	流域内行政人口のうち、処理可能人口の割合を表した指標のことである。
注25	管渠更生工事	地中に埋設されている下水道管を掘り返すことなく、下水管の内側から老朽化した部分を鋼材等で補強する工法のことである。
注26	当年度分消費税資本的収支調整額	資本的支出に係る消費税及び地方消費税から資本的収入に係る消費税及び地方消費税等を控除した消費税及び地方消費税の内部留保資金のことである。
注27	繰越工事資金	前年度以前において既に受け入れた一般会計からの工事負担金のことである。
注28	引継金	公営企業の開始当初に属する現金等として引き継いだもののうち、資本的支出の財源として充てうるもののことである。
注29	過年度損益勘定留保資金	前年度以前に発生した損益勘定留保資金のことである。損益勘定留保資金については、企注32参照。

